指標の検証等について①

1. 債務償還可能年数について

- 債務償還可能年数は、実質債務(将来負担額一充当可能基金残高)が償還財源(資金収支計算書における業務活動収支の黒字分等)の何年分あるかを示す指標で、業務活動の黒字分を償還財源に充てた場合に何年で債務を償還できるかを示す理論値。
- しかし、公営企業や一部事務組合等の起こした地方債の償還財源に充てた繰出金や負担金など、償還財源には 該当するものの、業務活動支出に含まれるために分母から除外されているものがあるため、<u>分子に含まれる地方</u> 債に係る償還財源(※)をすべて分母に含める必要がある。
- ※ ①債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められる もの、③組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- また、償還財源を経常的な活動の収支と捉える場合には、業務活動支出のうち、所有外資産等の整備費用など、 投資活動支出的な性質を持っているものについては、その影響を除くことが適切である。
- ただし、投資活動支出的な性質を持つ業務活動支出については、その範囲を具体的に整理する必要があり、また、業務活動支出ではなく投資活動支出に含めることとするなど、統一的な基準の改正も含めて検討する必要がある。
- これらの検討を引き続き行う必要があるため、当面は以下の算定式により、決算統計の数値(経常一般財源等 (歳入)と経常経費充当財源等(歳出)の収支を償還財源とする)を用いて算出することしてはどうか。なお、この数値は地方公会計から得られる情報ではないことから、参考指標という位置付けとする。

現行の算定式

情務償還可能年数 = 将来負担額(※1) - 充当可能基金残高

業務収入等(※2) - 業務支出(※3)

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体健全化法上 の将来負担比率の算定式による。

- ※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、 地方交付税等)による。また、業務収入等は、「業務収入+減収補填債特例分 発行額+臨時財政対策債発行可能額」とする。
- ※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、 物件費、補助金等)による。

算定式(案)

将来負担額(※1)一充当可能基金等(※2)

債務償還可能年数 =

経常一般財源等(歳入)等(※3) 一経常経費充当財源等(※4)

- ※1 将来負担額については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。
- ※2 充当可能基金等は、「財政調整基金残高+減債基金残高+充当基金特定歳入」とする。
- ※3 経常一般財源等(歳入)等は、「経常一般財源等+減収補填債特例分発行額+臨時財政 対策債発行額」とする。
- ※4 経常経費充当一般財源等は、次の金額を控除した額とする。
- イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ロー般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- 二 元金償還金(経常経費充当一般財源等)

指標の検証等について②

2. 基礎的財政収支について

- 基礎的財政収支は、税収・税外収入と公債費を除く歳出との収支を表し、その時点で必要とされる政策的経費 を、その時点の税収等でどれだけまかなえているかを示す指標とされている。
- 地方公会計においては、資金収支計算書の(地方債以外の収入である)業務活動収入と投資活動収入の合計から(地方債償還以外の支出である)業務活動支出と投資活動支出の合計を控除した収支を用いており、支払利息支出については、地方債償還に係る支出として、業務活動収支から除いている。
- 投資活動収支には基金取崩収入及び基金積立金支出が含まれているため、現行の算定式では、基金を積み 立てる余裕のある団体よりも基金を取り崩している団体の方が収支の状況が良く見えるという課題がある。
- 基金への積立ては実質的な黒字要素であり、基金の取崩しは実質的な赤字要素であるため、算定にあたっては、投資活動収支から基金積立金支出及び基金取崩収入を除くこととしてはどうか。
- なお、内閣府による「中長期の経済財政に関する試算」の「地方の普通会計の姿」でも、歳入総額から地方債、 積立金取崩し額、繰越金を控除したものと、歳出総額から公債費と積立金を控除したものの収支を用いている。
- 一方、公共施設等の老朽化対策を進める中で、投資活動収支をどのように評価・分析すべきかについては、引き続き検討が必要であり、当面の間は参考指標としてはどうか。

現行の算定式

基礎的財政収支 = 業務活動収支(支払利息支出を除く。) + 投資活動収支

算定式(案)

基礎的財政収支 = 業務活動収支(支払利息支出を除く) +投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く)

参考:総務省方式改訂モデルの算定式

{歳入総額-(繰越金+地方債発行額+財政調整基金及び減債基金の取崩額}-{歳出総額-(地方債元利償還額+財政調整基金及び減債基金の積立額)]

指標の検証等について③

- 3. 社会資本等形成の世代間負担比率
 - 有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができる 指標としている。
 - この地方債残高には臨時財政対策債等の特例地方債の残高も含まれているが、これらの地方債は必ずしも社会資本等形成に充当されておらず、社会資本等形成に係る将来世代の負担とはいえないことから、分子の地方債残高から臨時財政対策債等の特例地方債の残高を控除すべきではないか。

現行の算定式

社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率) _______地方債残高(<u>※</u>) = ------

有形·無形固定資産合計

※ 地方債残高・・・附属明細書(地方債(借入先別)

算定式(案)

社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率) 地方債残高(※)

有形·無形固定資産合計

※ 地方債残高 - 臨時財政対策債等の特例地方債の残高

4. 受益者負担比率

- 行政コスト計算書の経常収益(使用料・手数料等)と経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出した指標であるが、経常収益に含まれない分担金や負担金として徴収しているものの中にも、受益者負担に類似するものがあるため、「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」において、「課題の設定によっては、分担金や負担金を加えた比率で分析すること」も考えられるとしている。
- このため、個別に分析するにあたっては、受益者負担に類似する分担金及び負担金(保育料等)を加えた数値 を算出することとしてはどうか。

算定式 経常収益 受益者負担比率 経常費用